

【論点 1】鳥獣の保護管理を担う法律への転換

1. 現状と課題

捕獲を規制することが鳥獣保護であった時代と、種によっては積極的に捕獲をしなければいけない現在では、鳥獣保護法が果たす役割が大きく変化している。

平成 11 年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設され、特定鳥獣の保護管理が一定程度進められているが、特定計画は、「当該鳥獣の保護を図るため特に必要がある」場合に作成することとされている。しかし、現状では、一部の鳥獣については当該鳥獣の保護のためのみならず、当該鳥獣による様々な被害を防止するための管理が必要であり、実態的にも推進されている。

2. 今回の見直しの基本となる考え方

従来の「捕獲規制とその解除による鳥獣の保護管理」という考え方には、積極的な「管理（マネジメント）」の視点を加えて全般の見直しを行う（特定計画における「保護管理」の幅を広げることも検討）。

【参考】

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

[改訂 4 版] 鳥獣保護法の解説

- 平成 11 年改正において、特定計画制度の創設に伴い、鳥獣保護の一環として鳥獣の個体数調整を実施する必要性を、「保護管理」という新しい用語を用いて制度上明確に位置付けたもの。
- 「保護管理」とは、当該鳥獣の地域個体群を長期的・永続的に保護するため、個体数が減っている種の個体を直接保護することに加え、個体数が増加している種については生息密度が過密になると生息環境の悪化や個体サイズの劣化が生じ、また生息環境が悪化又は分断されると生息数が減少し地域的な絶滅のおそれ等の問題が生じることから、当該鳥獣の生息密度が環境収容力に見合った適正な水準となるよう、必要な個体数調整を行うことも含まれる。